



別紙

国海安第18号
平成26年4月17日

一般社団法人 日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長

旅客船の安全運航の徹底について

平成26年4月16日午前9時頃、韓国南西部の珍島沖合で韓国籍の旅客船「S E W O L号」が沈没し、死傷者、行方不明者が発生する事故が発生しました。

現在、人命救助が行われている状況ですが、貴協会におかれましては、事故の重大性にかんがみ、傘下の事業者に対して早急に、航路の安全性の確認、必要な救命設備の備え付けの確認、非常時の脱出手順の確認等、事故防止及び非常時対応の措置を徹底するよう周知願います。

国海安第64号
平成26年5月29日

一般社団法人 日本船主協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長



油タンカー等の安全確保の徹底について

平成26年5月29日午前9時頃、兵庫県姫路市沖で油タンカー「聖幸丸」が爆発する事案が発生しました。

現在、原因については調査中ですが、貴協会におかれましては、事故の重大性にかんがみ、傘下の事業者に対して早急に、引火性液体類を運送する船舶において、船内作業を含め安全管理の徹底を図るよう周知願います。

国海安第139号
国海查第174号
平成26年8月8日

一般社団法人
日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長

検査測度課長

危険物輸送時の法令遵守の徹底について

貴協会会員の旅客定期航路事業者において「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(以下、「危規則」という。)及び「安全管理規程」の作業基準に違反し、危険物を運送していた事実が判明しました。

このため、平成26年8月8日、当該旅客船事業者に対し、所管の地方運輸局から海上運送法及び船舶安全法に基づく命令を発出し、法令遵守の徹底とともに再発防止を命じたところです。

旅客の安全輸送を担うべき旅客定期航路事業者において、このような事態となったことは極めて遺憾であり、海上輸送の信頼性を損ないかねないと危惧するものです。

危険物輸送につきましては、会員各位とも細心の注意により適切な取扱いを行っているものと承知しておりますが、今般の事態を踏まえ、会員各位に対し、改めて関係法令の遵守とともに下記事項の徹底について周知頂けますようお願いします。

記

1. 運送受託時における責任者の確認等

- (1) 安全データシート(SDS)等により、運送する貨物の性状について確認のうえ、危険物に該当する場合、危規則に基づき自社の運航船舶による運送可否を判断すること。
- (2) 荷役開始前までに、船長に対し、運送する危険物に係る積載情報を提供すること。

※ターミナル等に集積した危険物を、コンテナに収納し、又は、オーバーラップに梱包する場合には、危規則の関係規定(危険物相互の同一梱包可否の確認、標識・標札等が貼付、品名等の表示、危険物明細書の作成他)の義務は、当該収納又は梱包する者に対し課せられますので御注意下さい。

2. 船内荷役時における船長の確認等

- (1) 荷役開始前に提供された積載情報により、自船による運送可否を判断すること。
- (2) 運送しようとする危険物が、規則に適合した容器に収納され、かつ、標識・標札等が貼付されるとともに品名等の表示が適切に行われていることを確認すること。
- (3) 運送する危険物は、危険物運送船適合証により指定された積載場所であって、かつ、危険物の種別により規定された発火源や熱源、居住区等又は他の危険物からの隔離等の要件を満足する位置に積載すること。

国海安第146号
平成26年8月20日

一般社団法人 日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長



船舶航行時における水密扉の閉扉の徹底について

今般、運航中の大型旅客フェリーの船底損傷事故が発生した。

本事故においては、下部車両甲板とフィンスタビライザー室との間に設置された水密扉が開放されていたために、船底の破口から流入した海水が当該水密扉を通じて流入し、車両区域が水没するに至った。

船員法施行規則第3条の7の規定により閉鎖されるべき水密扉が開放されていることは、万一の事故等に伴う浸水に対し、船舶の沈没等、重大な危険に繋がる恐れがあることに疑問の余地はないものと考える。

については、貴協会傘下組合員に対し、船員法施行規則第3条の7の規定を遵守し、運航中の船舶においては水密扉を閉扉するよう指導を徹底されたい。

平成27年3月5日

(一社) 日本旅客船協会 理事長 殿

国土交通省海事局安全政策課
首席運航労務監理官

船舶の航行の安全について

標記につきまして、最近、運航中の船舶と岸壁等の衝突事故が相次いで発生しております。事故発生事業者からの報告によりますと、平常の体制で入港を行っていたものが天候の急変に伴い事故に至ったとのことです。

現在のところ、旅客の人命、財産に関わるような大きな事故に至ったものは報告を受けておりませんが、今後、大事故に発展しないとも限らない事故の芽であることは明白であると考えております。

貴協会におかれましては、傘下事業者に対し、船舶の入出港に際しては安全管理規程の遵守はもとより、急激な天候の変化に対応するため、十分な措置をとるようご指導くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後、船舶側、陸上側の双方において船舶入出港時における風向、風速の記録を残すように傘下事業者をご指導くださいますようお願い申し上げます。